

森林工事及び土地改良工事における中東情勢の変化による建設資材の 流通状況を踏まえた設計変更等の運用

昨今の中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているが、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（塗料や塗料用シンナー、硬質ポリ塩化ビニル管、獣害防護柵など）（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する等の運用を定めるものである。

1 対象工事

沼津市農林農地課が発注する森林工事及び土地改良工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（塗料や塗料用シンナー、硬質ポリ塩化ビニル管、獣害防護柵など）とする。

3 設計変更等の流れ

- (1) 発注者は、特記仕様書を当初の設計図書に添付するものとする。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする（[別添様式1](#)）。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（[別添様式2](#)及び実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
 - (4) 既契約工事においては、本運用を監督員から受注者に周知するとともに、受発注者間で協議の上、本運用の適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続は、3 (2) 及び 3 (3) と同様とする。

4 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は次のとおりとする。

調達検討資材のうち、購入する前に、事前に監督員と協議した資材に限り、対象数量とすることができる。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数 → 設計変更不可。

設計図書の数≤証明数量≤設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量

設計数量<証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量

(注)

設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いた調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、沼津市建設工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

5 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6 適用

本運用は、令和 8 年 9 月 28 日から適用する。

なお、令和 8 年 9 月 27 日以前に入札契約手続を開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

**中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等に関する
特記仕様書**

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材に限り、監督員と協議し対象を決定するものとする。
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする（別添様式1）。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（別添様式2及び実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の協議対象とする。